

【2023年度】

「本安全報告書は、航空法第111条の6並びに同法施行規則221条」 「の5及び5に基づき作成し、公表しております。



エス・ジー・シー佐賀航空株式会社

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1. 運送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針・・・・・・・・・3
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制・・・・・・・・・・・4
(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報
ア 全体及び安全確保に関する組織 イ 経営の責任者による輸送の安全確保に係る責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 日常運航の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
ア 定期訓練及び審査の内容 イ 日常運航における問題点の把握と共有及びフィードバック体制 ウ 安全に関する社内啓発活動等の取り組み・・・・・・・・・・8
(3)使用している航空機に関する情報
ア 使用している航空機の情報 イ 救急用具の装備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3. 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置
(1)上記3.の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置 (2)国から受けた事業改善命令、厳重注意その他行政指導等の有無 (3)情報の伝達及び共有 (4)事故等の防止対策、発生時の対応及び災害への備え (5)内部監査の実施及びその管理状況 (6)輸送の安全に係る文書の整理及び管理・・・・・・・・・・・10 (7)事業の実施及びその管理の改善 (8)安全に関する目標の達成度及び取組みの実施状況
(9)次年度における安全目標及び各部門における具体的な取り組み目標等



はじめに

ステークホルダーの皆様へ

エス・ジー・シー佐賀航空株式会社は、お客様、従業員、パートナー、地域社会など、 すべてのステークホルダーの皆様に対して、安全で信頼性の高い航空サービスを提供する ことを最優先課題としています。

弊社は、航空業界の厳しい基準と規制を遵守し、常に安全性の向上に努めています。

安全管理

弊社は、潜在的なリスクを早期に特定し、適切な対策を講じることで、安全性を確保 しています。

教育と訓練の徹底

弊社の全ての操縦士、整備士及び地上職員に対し、定期的に安全に関する教育及び 訓練を実施しております。また、緊急事態に迅速かつ適切に対応できるよう、実践的な訓 練も行っております。

安全文化の推進

弊社は、全社員が安全に対する責任を持ち、積極的に安全性向上に取り組む分化を 醸成しています。安全に関する情報の共有や従業員からのフィードバックを積極的に取り 入れ、組織全体での安全性向上を図っています。

技術と設備の更新

航空機の定期的なメンテナンスを通じて信頼性を維持し、最新の技術や設備を導入す ることで安全性を更に向上させています。私たちは、安全なフライトを提供するために、最新 の技術革新を積極的に取り入れています。

お客様へのお願い

お客様におかれましても、安全のための指示や案内にご協力をいただけますようお願い申し 上げます。皆様のご理解とご協力が、安全で快適な空の旅、空の仕事を実現するために欠か せない要素となります。今後とも弊社をご利用いただけますようお願い申し上げます。

> 2024年7月 エス・ジー・シー佐賀航空株式会社 代表取締役 中山博樹



輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針

安全運航宣言

安全運航は、企業の社会的責務であると同時に会社経営の最も根幹 となる基盤であり、この基盤があってこそ良質の業務やサービスが提供でき、 社会に貢献できるものであるという強い認識と信念を持っている。

経営陣から社員一人一人に至る全ての者が「安全運航」達成のために 安全方針の認識と実行を徹底し、意思疎通を図り、情報を共有し、会社 の方向性を見逃さず、社員一丸となって日々努力し継続していくことが日常 業務において重要であり最優先される。

安全運航に係る要素をいち早く感じ取り、それらの情報を速やかにかつ円 滑に社内に周知し対策を講じることができる安全風土を定着させ、更なる安 全活動と教育を維持し継続していくことで『事故・不安全の絶無』に向け努 力することを誓いここに宣言する。

弊社は、安全に関する事項を最優先事項と認識し、安全管理規程に以下の安 全方針を定め、事業運営方針としております。各部署に下記の内容を掲示し、毎 週月曜日の朝礼時に社員全員で安全方針を唱和し安全意識の高揚に努めてい ます。

- 安全は全てに優先するものである。
- -、 安全は全員の責務であり、関係法令・規則等を遵守する。
- 一、安全は与えられるものではなく日々の努力により獲得するべく追及し続けるも のである。

安全方針

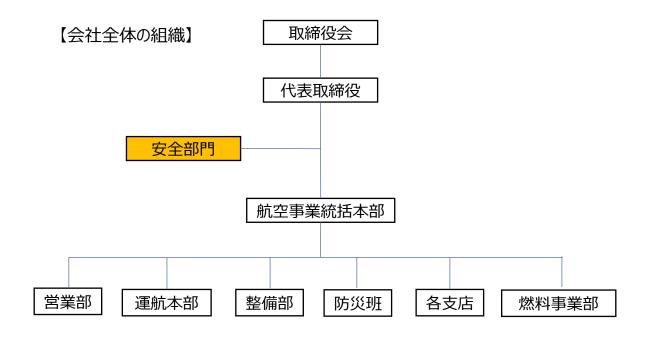
安全は、全てに優先する 安全は、全員の責務である 安全は、日々努力により獲得する



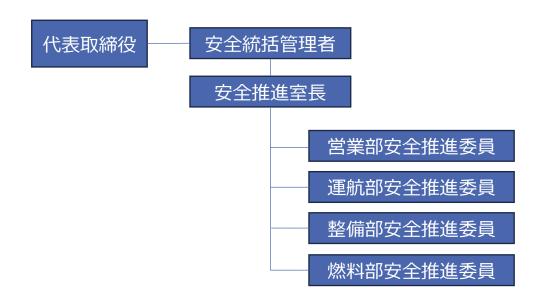
輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

ア 全体及び安全確保に関する組織



【安全管理の組織】



イ 経営責任者による輸送の安全の確保に係る責務

輸送の安全の確保のため、主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを持って組織 全体の安全管理体制を構築・改善するとともに、様々な要因から生じる安全上の課題並び に自然災害等への備えと対応を図り、適切に運営する。

ウ 安全統括管理者の権限及び責務

安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。また、安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、経営責任者に適時、適切に報告又は意見上申する。

エ 安全統括管理者の選任の方法

航空法第103条の2第2項第4号に準じ、社内の安全管理の取り組みを統括、管理する責任者として社長が選任する。要件として、次の2件。

- (ア) 事業運営の重要な決定に参画する管理的地位にあること。
- (イ) 航空運送事業の実施又は管理の総括に関する経験が3年以上あること。

オ 各組織の機能及び役割

(ア) 代表取締役(経営責任者)

- ① 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底させる。
- ② 安全方針を設定し、安全管理体制が適切で有効的に機能するために見直しと改善を行う。
- ③ 安全統括管理者の選任及び解任をする。なお適任者が選任できない場合は代表取締役が兼務する。
- ④ 重大な事故等への対応を実施する。
- ⑤ 安全施策・安全投資に係る安全統括管理者の意見を尊重する。
- ⑥ 安全管理体制に必要な経営資源の確保と配分を行う。

(イ) 安全統括管理者

- ① 安全管理の取り組みの統括管理者として、社内の安全活動の監視と継続的な安全管理体制の改善を行う。
- ② 安全推進室長の選任及び解任をする。
- ③ 安全に関する重要事項と安全推進室の活動について、社長への報告と提言を行う。
- ④ 安全推進室及び各組織への安全に関する助言、勧告、援助を行う。
- ⑤ 安全風土、安全文化の構築及び定着の実現に努める。



(ウ) 安全推進室長

- 会社が定める「安全推進室運営規則」により安全推進室を運営する。
- ② 安全統括管理者が不在時は必要に応じて代行を行う。
- ③ 安全推進委員の選仟と解仟をする。
- ④ 安全管理体制が職場で有効に機能しているかを監視し、必要な勧告を行うととも に、改善の必要性について安全統括管理者への提言又は報告を行う。
- ⑤ 安全重点施策の進捗状況、是正措置及び要望措置の実施状況を把握する。
- ⑥ 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を計員に徹底させる。
- (7) 情報伝達及びコミュニケーションの確保を行う。

(工) 安全推進委員

- ① 関係法令、各規定、各種業務規則の遵守及び安全方針、安全情報の周知 徹底と実現の動機付け並びに職場での反映状況を把握し、必要に応じた指導を 行う。
- ② 職場での問題及び改善事項を取りまとめ、安全推進室へ提言または報告を行う。
- ③ 安全推進室の運営サポートと運営状況について職員へ伝達する。

(オ) 社員

- ① 関係法令、各規定及び各種業務規則等の遵守
- ② 職場での不安全要素、問題点について改善提案と解決に向けた取り組みを行 い、管理職又は安全推進室へ安全提言若しくは報告を行う。

カ 各組織における人員数

令和6年3月31日現在

部門別	安全推進	運航部	整備部/燃料管理	営業部
人員数	5	1 5	10/10	5

※ 嘱託者を除く

キ 航空機搭乗員、運航管理担当者及び整備従事者の数

令和6年3月31日現在

部門別	航空機 搭乗員	運航管理 担当者	整備従事者	有資格 整備士
人員数	1 4	1 5	1 0	9

※ 嘱託者を除く

(2)日常運航の支援体制

ア 定期訓練及び審査の内容

国土交通省航空局で定めた「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領」に基づき、社内規定(「運航規程」及び「整備規程」)を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

(ア) 航空機乗組員

- ① 定期訓練 運航に必要な知識及び技量を維持向上させるために、年1回の定期訓練を実施 しています。
- ② 定期審査 上記能力を有していることを確認するため、年1回定期審査を実施しています。

(イ) 整備従事者

① 技術維持訓練 年に1回、整備作業等に必要な学科教育及び実地訓練を実施しています。

(ウ) 運航管理担当者

① 定期審査 運航管理に必要な知識及び能力を有していることを確認するため、 年1回定期審査を実施しています。

イ 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制

(ア) 全体及び各部の朝礼

毎日朝礼を実施し、当日の運航計画に沿った安全確認を実施しています。また各部門の安全に関する調整はその都度実施し、各部員へ周知徹底を図っています。

- (イ) 運航管理担当者からの報告の活用 全体朝礼終了後、運航管理担当者から最新の航空情報(気象を含む)のブリーフィングを受けています。
- (ウ) 報告制度の活用 ヒヤリハット報告を提出しやすい環境を作り、何でも報告できる環境作りと社員へ の情報のフィードバックを心掛けています。

ウ 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

(ア) 航空安全の日の設定

毎年12月24日を『航空安全の日』と定め、社長訓示をはじめ安全活動報告及び安全提言について、全社員に対する教育及び会議を行っております。

(イ) 航空機乗組員の安全教育会議 年に4回の全乗組員を対象に安全教育を行っています。

(ウ) 安全掲示板の活用

安全掲示板に、安全に関する様々な情報を掲示し、安全意識の高揚を図っています。

(エ) 各種訓練等への参加

社内訓練だけでなく、社外で行われる対処訓練等に積極的に参加しています。

(オ) 安全方針の唱和

毎週月曜日の朝礼時に、安全方針を全員で唱和し、安全意識の高揚を図っています。

(3)使用している航空機に関する情報

ア 使用している航空機の情報

令和6年3月31日現在

機種	機数	座席数	平均年間 飛行時間	導入時期	平均機齢
セスナ式 172型	4	4	165:02	1998年	30年
セスナ式 206型	1	6	251:10	1999年	44年
アエロスパシアル 式350型	1	6	124:10	2002年	40年
ロビンソン式 R44型	4	4	401:55	2000年	20年
ユーロコプター 式EC135型	1	7	100:05	2013年	11年

イ 救急用具の装備状況

航空法施行規則第150条に基づき、旅客の安全を確保するため、以下の救急用具を 装備しています。

- (ア) 防水携帯灯
- (イ) 非常信号灯
- (ウ) 救命胴衣(業務の内容により救命ボートも搭載)
- (工) 救急箱
- (オ) 航空機用救命無線機

3. 航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項

2023年度に発生した航空事故やトラブル等の発生はありませんでした。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

(1)上記3.の再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置該当事項

該当する事項はありませんでした。

(2) 国から受けた行政処分等に該当する事項

該当する事項はありませんでした。

(3)情報の伝達及び共有

国内外で発生した航空事故(地上事故含む)や重大インシデントの情報は、毎朝の朝礼時に情報共有するとともに、詳細は安全掲示板に貼りだし情報を共有しています。

(4) 事故等の防止対策、発生時の対応及び災害への備え

航空事故を含む不測事態に対して、初動対処を適切に実施できるように各種対処訓練を実施するとともに、社外で行われる対処訓練にも積極的に参加し、対処能力の向上を図っています。また事象発生時に誰が何処に何を連絡及び通報するのかを定める等、連絡及び通報体制を確立しています。



(5)内部監査の実施及びその管理状況

会社の安全管理システムが適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを 確認するため、年に1度、内部監査を実施しています。監査結果において改善を必要と する事項は全社員に周知されます。

監査実施の成果は安全推進室で管理され、改善状況等を確認しています。

(6)輸送の安全に係る文書の整理及び管理

関連文書等の整理及び管理については、管理すべき記録と保存期間を定め、内容に応 じて適切な部署で管理されています。

(7) 事業の実施及びその管理の改善

各種事業の実施に際しては、事業の内容に応じて実施前の事前教育若しくは安全教育 (会議) 等を実施しています。

(8)安全に関する目標の達成度及び取組みの実施状況

当社では令和5年度の安全目標を『PDCAサイクルを回すことにより安全確保に努める。 特にCAを重視する。』と定め、安全指標及び安全目標値を以下のように設定し、取り組ん でまいりました。

	安全指標	目標値	達 成 度
1	航空大事故(重大インシデント含む)	0件	0件(100%)
2	安全教育等	12回	16回(133%)
3	ヒヤリハット報告	17件	17件(100%)

以上のように、目標値としては達成しておりますが、更に質の高い安全管理施策の構築に 努めてまいります。

(9) 次年度における安全目標及び各部門における具体的な取組み目標等

ア 2024年度の会社全体の安全目標 『教育及び訓練を通じ、個人の安全意識、知識、スキルの向上を図る』

イ 安全に関する具体的な取組み

- (ア) 全社員の厳格なアルコールチェック
- (イ) 適時適切な安全教育の実施
- (ウ) 『航空安全の日(12月24日)』の有意義な実施
- (エ)適時適切なミーティング等による不安全要素の抽出及び対策の実施
- (オ) 安全掲示板を使用した安全情報の共有の強化
- (カ) ヒヤリハット報告の充実施策と社員へのフィードバック

以上です。